

長沼町運動広場条例新旧対照表

旧									新								
別表(第5条関係) 1 長沼町営野球場及び長沼町営庭球場使用料									別表(第5条関係) 1 長沼町営野球場及び長沼町営庭球場使用料								
施設名	区分		使用料						施設名	区分		使用料					
			入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合						入場料を徴収する場合			入場料を徴収しない場合		
			1日 (午前8時から午後4時まで)	半日 (午前8時から正午まで) (正午から午後4時まで)	その他 (午前5時から午前8時まで) (午後4時から午後9時まで)	1日 (午前8時から午後4時まで)	半日 (午前8時から正午まで) (正午から午後4時まで)	その他 (午前5時から午前8時まで) (午後4時から午後9時まで)				1日 (午前8時から午後4時まで)	半日 (午前8時から正午まで) (正午から午後4時まで)	その他 (午前5時から午前8時まで) (午後4時から午後9時まで)	1日 (午前8時から午後4時まで)	半日 (午前8時から正午まで) (正午から午後4時まで)	その他 (午前5時から午前8時まで) (午後4時から午後9時まで)
長沼町営野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	小中学生	最高入場料の50人分	最高入場料の30人分	1時間につき最高入場料の10人分	10,800円	5,400円	1時間につき1,620円	長沼町営野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	小中学生	最高入場料の50人分	最高入場料の30人分	1時間につき最高入場料の10人分	11,000円	5,500円	1時間につき1,650円
		一般	最高入場料の70人分	最高入場料の40人分	1時間につき最高入場料の15人分	21,600円	10,800円	1時間につき3,240円			一般	最高入場料の70人分	最高入場料の40人分	1時間につき最高入場料の15人分	22,000円	11,000円	1時間につき3,300円
	その他の目的に使用する場合	最高入場料の100人分	最高入場料の70人分	1時間につき最高入場料の20人分	54,000円	27,000円	1時間につき8,100円	その他の目的に使用する場合		最高入場料の100人分	最高入場料の70人分	1時間につき最高入場料の20人分	55,000円	27,500円	1時間につき8,250円		

	スコアボード及び放送器具一式	1日 <u>1,080円</u> 半日 <u>540円</u> その他 <u>540円</u>						
長沼町営 庭球場	アマチュアスポーツに使用する場合	個人使用	/	/	/	1人 <u>100円</u>	1人 <u>50円</u>	1時間につき1人 <u>20円</u>
		占有使用	最高入場料の25人分	最高入場料の15人分	1時間につき最高入場料の5人分	1面 <u>860円</u>	1面 <u>430円</u>	1時間につき1面 <u>160円</u>
	その他の目的に使用する場合		最高入場料の35人分	最高入場料の25人分	1時間につき最高入場料の10人分	1面 <u>2,700円</u>	1面 <u>1,400円</u>	1時間につき1面 <u>540円</u>
	放送器具一式	1日 <u>1,080円</u> 半日 <u>540円</u> その他 <u>540円</u>						

備考

- 1 使用時間区分を超えて使用したときは、それぞれの区分ごとの料金を合算したものとする。
- 2 長沼町営庭球場において夜間照明を使用する場合、個人使用については1人320円、占有使用については1面3,240円を加算する。
- 3 最高入場料を基準として算出する使用料については、当該算出された額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

	スコアボード及び放送器具一式	1日 <u>1,100円</u> 半日 <u>550円</u> その他 <u>550円</u>						
長沼町営 庭球場	アマチュアスポーツに使用する場合	個人使用	/	/	/	1人 <u>110円</u>	1人 <u>50円</u>	1時間につき1人 <u>20円</u>
		占有使用	最高入場料の25人分	最高入場料の15人分	1時間につき最高入場料の5人分	1面 <u>880円</u>	1面 <u>440円</u>	1時間につき1面 <u>160円</u>
	その他の目的に使用する場合		最高入場料の35人分	最高入場料の25人分	1時間につき最高入場料の10人分	1面 <u>2,750円</u>	1面 <u>1,430円</u>	1時間につき1面 <u>550円</u>
	放送器具一式	1日 <u>1,100円</u> 半日 <u>550円</u> その他 <u>550円</u>						

備考

- 1 使用時間区分を超えて使用したときは、それぞれの区分ごとの料金を合算したものとする。
- 2 長沼町営庭球場において夜間照明を使用する場合、個人使用については1人330円、占有使用については1面3,300円を加算する。
- 3 最高入場料を基準として算出する使用料については、当該算出された額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

## 2 パークゴルフ場使用料

区分	使用料
1 日利用券	町内在住者 1 人 200 円
	上記以外の者1 人 500 円
1 月利用券	1 人 2,000 円
1 シーズン利用券	1 人 10,000 円
回数券(11 回)	町外在住者 1 人 5,000 円
1 日共通利用券	町内在住者 1 人 400 円
	上記以外の者1 人 1,000 円

備考 1 月利用券・1 シーズン利用券は、町内在住者に限るものとする。

## 3 多目的広場使用料

使用区分	使用料(1 時間)	
	全面使用	部分使用(1 面)
午前 8 時から午後 4 時まで	820 円	100 円
午前 5 時から午前 8 時まで	980 円	120 円
午後 4 時から午後 9 時まで		

備考 部分使用において、1 面とは全面の 12 分の 1 に区画した面とする。

## 2 パークゴルフ場使用料

区分	使用料
1 日利用券	町内在住者 1 人 200 円
	上記以外の者1 人 500 円
1 月利用券	1 人 2,000 円
1 シーズン利用券	1 人 10,000 円
回数券(11 回)	町外在住者 1 人 5,000 円
1 日共通利用券	町内在住者 1 人 400 円
	上記以外の者1 人 1,000 円

備考 1 月利用券・1 シーズン利用券は、町内在住者に限るものとする。

## 3 多目的広場使用料

使用区分	使用料(1 時間)	
	全面使用	部分使用(1 面)
午前 8 時から午後 4 時まで	830 円	100 円
午前 5 時から午前 8 時まで	1,000 円	120 円
午後 4 時から午後 9 時まで		

備考 部分使用において、1 面とは全面の 12 分の 1 に区画した面とする。